

嘉飯圏域定住自立圏の形成に関する協定書

飯塚市(以下「甲」という。)と嘉麻市(以下「乙」という。)は、嘉飯圏域定住自立圏(以下「定住自立圏」という。)の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。)第4に規定するものをいう。以下同じ。)を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲及び乙が相互に役割を分担し連携しながら、定住の促進に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に努め、住民が安心して暮らすことができる定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組について相互に役割を分担し、協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する政策分野等)

第3条 甲及び乙が連携する政策分野は次の各号に掲げるとおりとし、当該政策分野における取組事項、取組内容及び当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれ当該各号に定める別表のとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

(事務執行に当たっての連携及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に定める政策分野の取組に係る事務の執行に当たって、相互に連携又は協力するものとする。

2 甲及び乙は、前条に定める政策分野における取組に係る手続、人員の確保及び費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。ただし、この協定の効力を失う日を甲乙同意して別に定めたときは、この限りではない。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成 30 年 3 月 26 日

甲 飯塚市
代表者 飯塚市長 片 峯 誠

乙 嘉麻市
代表者 嘉麻市長 赤 間 幸 弘

別表第1(第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
救急医療体制の確保	圏域の住民が、安心して暮らし続けていけるように、関係機関と協議を行い圏域の病診連携を図りながら、夜間急患センター、在宅当番医制度などの救急医療体制の確保に取り組むとともに、救急医療の適正利用啓発にも取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲及び飯塚医師会と連携し、甲が設置運営する夜間急患センターの円滑な医療体制の確保及び圏域の診療機関で、休日等における圏域住民の急病患者等の医療体制を確保する。 ・圏域住民への救急医療の適正利用啓発を行う。

イ 福祉

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
高齢者や障がい者への支援体制の充実	圏域の高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けていけるように、地域包括ケアシステムの構築、障がい者の地域活動支援及び相談支援体制などの充実に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・乙及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲及び飯塚医師会と連携し、地域包括ケア推進センターの運営を行う。 ・甲及び障がい者福祉関係者と連携し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センターの運営などを行う。

ウ 子育て支援

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
子育て支援体制の整備及び充実	圏域の子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるように、子育て支援センターの相互利用、病児・病後児保育の開設など子育て支援体制の充実に取り組む。	乙及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。	甲及び関係機関と連携して、圏域住民の子育て支援体制の充実を図るとともに、関連施設や制度の利用促進に向けた情報発信などを行う。

エ 教育・文化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の図書館の相互利用	圏域の図書館の図書資料等の共有化、図書館サービスの充実を図るため、図書館の相互利用に取り組む。	乙と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。	甲と連携して、圏域市町立図書館の圏域住民による相互利用を可能にする諸規定等を整備し、その運用を開始するとともに、施設のPRや行事等の情報発信を実施する。

オ 産業振興

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地場産業の振興	圏域地場産業の振興によって、地域の活性化と発展につなげるため、地場企業の魅力発信などの事業に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲及び関係団体と連携し、圏域産業の高度化、活性化等に向けた取組を支援するとともに、地場企業の魅力を発信し、人材確保を支援する事業の企画立案及び実施を行う。 ・圏域の地場企業への各種情報提供を行う。

産学官の連携推進	圏域に立地する九州工業大学、近畿大学との包括連携協定のもと、産学官の連携による新産業の創出などの事業に取り組む。	乙と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。	甲と連携し、大学の知的資産を活用した事業企画及び調査研究の案件発掘などに取り組むとともに、大学との情報交換や交流を通じたネットワーク形成を図る。
----------	--	--	--

カ 環境衛生

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
効率的なごみ処理の調査研究事業の推進	ごみ処理施設におけるコストの軽減を図るため、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究に取り組む。	乙及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。	甲及び大学と連携し、乙が行ったバイオコークスビジネスモデル確立事業を活用して、ふくおか県央環境施設組合ごみ燃料化センターにおけるRDF処理委託等の代替事業の調査研究を行う。

キ その他

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
消費生活相談体制の充実	圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図るとともに、消費生活センターの啓発普及に取り組む。	乙と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。	甲と連携し、甲が設置運営する消費生活センターの円滑な運営体制の確保と、圏域住民に対する消費生活センターの啓発普及に取り組む。

別表第2(第3条関係)

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通の維持確保と広域ネットワークの構築	圏域住民の生活にかかる利便性向上を図るため、民間交通事業者の路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、広域的な地域公共交通体系の構築などに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲と連携し、民間交通事業者と協議調整を行い、路線、運行本数の維持確保に取り組むとともに、利用促進に取り組む。 ・甲及び乙が運行するコミュニティ交通を圏域住民が相互利用出来るよう運行ルートやダイヤの見直しなどを行うとともに、圏域住民に対し情報提供を行い利用促進に取り組む。

イ 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
圏域の魅力発信を通じた移住・定住の促進	圏域の食や文化、スポーツ、イベント等の地域資源を広く活用して、圏域内外へ積極的に情報発信を行うことで、交流人口を拡大させて圏域全体の活性化に繋げ、さらに地域ブランドを高めることで、移住・定住の促進などに取り組む。	乙と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。	甲と連携し、地域資源を活用したイベント等の企画及び開催に取り組むとともに、圏域内外の住民にホームページやSNSを活用して情報発信する。

<p>広域観光の推進</p>	<p>圏域に存在する様々な観光資源を活用し、広域的な観光ルートの開発を行うとともに、観光情報の共有化を図り、共同して、圏域の観光情報を発信することで、交流人口の増加、インバウンドの推進などに取り組む。</p>	<p>乙及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。</p>	<p>甲及び観光協会等の団体と連携し、圏域での広域観光資源の開拓や新たな観光ルートを開発するとともに、広域連携イベントの企画立案及び実施を行う。</p>
----------------	--	--	--

ウ 消防・防災

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
<p>防災拠点の整備推進</p>	<p>圏域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、災害時の防災拠点である指定避難所の機能充実に取り組む。</p>	<p>乙と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。</p>	<p>甲と連携し、災害発生時の情報伝達等に効果的な指定緊急避難場所及び指定避難所への公衆無線LAN環境の整備を行うとともに、圏域住民に対する啓発などを行う。</p>

別表第3(第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 圏域職員等の人材育成及び交流促進

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
<p>圏域市町職員の人材育成及び交流の推進</p>	<p>圏域住民へ提供する行政サービスの質の向上と、圏域市町職員個々の資質向上を図るため、合同の職員研修及び交流事業などに取り組む。</p>	<p>乙と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。</p>	<p>甲と連携し、圏域市町職員の合同研修や人材育成のための交流に関する事業の企画立案及び実施を行う。</p>